

# 埼玉学園大学大学院心理学研究科修士課程学位論文審査及び最終試験実施細則

平成 27 年 3 月 18 日制定

令和元年 11 月 20 日改正

(趣 旨)

第1条 この細則は、埼玉学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第 31 条第 4 項に基づき、埼玉学園大学大学院心理学研究科修士課程における修士論文審査及び最終試験について、必要な事項を定める。

(学位論文等の提出)

第2条 学則第 31 条の規定により学位の授与を受けようとする者は、当該年度の 6 月 30 日（当日が日曜日のときはその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日）までに所定の学位論文の題目と概要（1000 字程度）を主指導教員の承諾書を添えて提出しなければならない。

2 学位論文は、学位論文申請書に正本 1 部、副本 4 部、論文要旨 4 通（2000 字程度）及び履歴書 4 通を添えて、申請年度の 1 月 10 日（当日が祝日の場合はその翌日、当日が日曜日の場合はその翌々日、当日が土曜日の場合はその 3 日後）までに心理学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(学位論文審査委員会)

第3条 研究科長は、審査委員会の委員候補者を心理学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に諮り、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を発足させる。

2 審査委員会に主査を置き、主指導教員をもって充てる。

3 審査委員会は 3 名の委員をもって充てることとし、学長が任命する。

4 審査委員会が必要と認めた場合には、この規定にかかわらず、他大学の大学院、研究所の教員及び研究員等の当該分野の専門的研究者を審査委員として加えることができる。

(修士論文発表会)

第4条 審査委員会は、修士学位論文の審査の一貫として論文発表会を開催するものとする。

(修士論文の評価基準)

第 4 条 の 2 心理学研究科修士課程の修士論文の評価基準は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、次のとおりとする

(1) 当該論文テーマに関する学会の研究水準を踏まえていること

(2) 当該分野に関する先行研究、資料等の最新文献を把握していること

(3) 研究方法とその対象に関しては、十分な妥当性と内容に達していること

(4) 問題解決に際して、研究者の独自の論理、知見、発想が見られること

(5) 研究テーマと対象について十分な倫理的配慮が図られていること

(最終試験)

第5条 最終試験は、論文審査が終わった後に、審査委員会が論文を中心としてこれに関連のある科目について、筆記又は口述の方法により行う。

2 最終試験は、3 月 10 日又は 9 月 10 日（当日が日曜日のときはその翌日、当日が土曜日のときはその翌々日）までに終了するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果報告)

第6条 審査委員会的主査は、最終試験が終了したときは、速やかに、審査報告書を、研究科長に提出しなければならない。

(学位の授与)

第 7 条 研究科長は、前項の審査報告書に基づき、研究科委員会に提案し、その合否を判定し、その結果を学長に報告する。

(その他)

第 8 条 この細則に定めるもののほかに、必要な事項は研究科委員会において審議する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。